

一般競争入札に係る資格審査に関する公告

日本電気計器検定所の工事，物品の製造・販売，役務の提供等及び物品の買受け並びに測量及び建設コンサルタント等の契約に係る競争入札参加者に必要な資格の取得について，日本電気計器検定所の入札事務取扱内規第10条に基づき，下記のとおり公告します。

1 一般競争入札参加者の資格

次の(1)～(3)に該当する者は一般競争入札に参加することができません。

- (1) 当該契約を締結する能力を有さない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 次のイ～へに該当すると認められる者で，その事実があった後2年を経過しない者。また，この者を代理人，支配人その他の使用人として使用する者。
 - イ 契約の履行に当たり故意に工事等を粗雑にし，又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ロ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ハ 他の相手方が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ニ 監督又は検査の実施に当たり契約締結者，検収責任者及び当該業務を委託された者の職務の執行を妨げた者
 - ホ 正当な理由なくして契約を履行しなかった者
 - ヘ イ～ホに該当する事実があった後2年を経過しない者を，契約の履行に当たり，代理人，支配人及び使用人として使用した者
- (3) (2)に該当する者を入札代理人として使用する者

2 工事契約について

(1) 資格の等級

工事契約について資格を有する者の資格の等級は，建設工事の種類ごとに，建設業法第3条別表に規定する土木一式工事又は建築一式工事にあつては，A，B，C，D及びEの5等級に，建設業法第3条別表に規定する土木一式工事又は建築一式工事以外の工事にあつては，A，B及びCの3等級に区分します。

資格を有する者が工事契約について一般競争入札に参加できる場合は，次表の資格の等級の欄に掲げる等級のそれぞれに対応する予定価格の欄に掲げる金額の工事に限ります。ただし，特に必要があると認められるときは，1級下位の等級に対応する工事の予定価格の欄に掲げる金額の工事の一般競争入札に参加させることがあります。

建設工事の種類	資格の等級	予定価格
土木一式工事， 建築一式工事	A (数値1,400以上)	6億6,000万円以上
	A	1億5,000万円以上 6億6,000万円未満
	B	5,000万円以上 1億5,000万円未満
	C	2,000万円以上 5,000万円未満
	D	600万円以上 2,000万円未満
	E	600万円未満
電気工事，管工事， 電気通信工事	A (数値1,300以上)	6億6,000万円以上
	A (数値1,150以上)	1億円以上 6億6,000万円未満

	A	1,000万円以上 1億円未満
	B	400万円以上 1,000万円未満
	C	400万円未満
上記以外の工事	A	1,000万円以上
	B	400万円以上 1,000万円未満
	C	400万円未満

(2) 審査事項

(1)の等級の審査は、次のイ～ホについて行います。

イ 完成工事高

総合評定値通知書における完成工事高

ロ 経営規模

総合評定値通知書における自己資本額及び利益額

ハ 経営状況

総合評定値通知書における経営状況

ニ 技術力

総合評定値通知書における元請完成工事高及び技術職員数

ホ その他の審査項目（社会性等）

総合評定値通知書におけるその他の審査項目

(3) 等級決定の方法

(1)の等級の決定は、(2)の審査事項を要素とする次表注に定める計算方式により算出された数値により次表に対応する等級に格付けます。

建設工事の種類	数値	資格の等級
土木一式工事，建築一式工事	1,200以上	A
	1,000以上 1,200未満	B
	800以上 1,000未満	C
	600以上 800未満	D
	600未満	E
上記以外の工事	950以上	A
	700以上 950未満	B
	700未満	C

注 計算方式 $0.25a + 0.15b + 0.20c + 0.25d + 0.15e$

この計算方式における各記号の意義は、それぞれ次に掲げるとおりとします。

a 総合評定値通知書における完成工事高評点（X1）をもって付与数値とします。

b 総合評定値通知書における自己資本額及び利益額評点（X2）をもって付与数値とします。

c 総合評定値通知書における経営状況評点（Y）をもって付与数値とします。

d 総合評定値通知書における元請完成工事高及び技術職員数評点（Z）をもって付与数値とします。

e 総合評定値通知書におけるその他の評点項目（社会性等）（W）をもって付与数値とします。

3 物品の製造・販売，役務の提供等及び物品の買受け（以下「物品の製造等」という。）について

(1) 資格の等級

物品の製造等について資格を有する者の資格の等級は、物品の製造，物品の販売及び役

務の提供等にあつては，A，B，C及びDの4等級に，物品の買受けにあつては，A，B及びCの3等級に区分します。

資格を有する者が物品の製造等の契約について一般競争入札に参加できる場合は，次表の資格の等級の欄に掲げる等級のそれぞれに対応する予定価格の欄に掲げる金額の物品の製造等に限り，ただし，特に必要があると認められるときは，1級上位若しくは2級上位又は1級下位若しくは2級下位の等級に対応する予定価格の欄に掲げる金額の物品の製造等の一般競争入札に参加させることがあります。

物品の製造・販売等の別	資格の等級	予定価格
物品の製造	A	3,000万円以上
	B	2,000万円以上 3,000万円未満
	C	400万円以上 2,000万円未満
	D	400万円未満
物品の販売及び役務の提供等	A	3,000万円以上
	B	1,500万円以上 3,000万円未満
	C	300万円以上 1,500万円未満
	D	300万円未満
物品の買受け	A	1,000万円以上
	B	200万円以上 1,000万円未満
	C	200万円未満

(2) 審査事項

(1)の等級の審査は，次のイ～ニについて行います。

イ 生産高又は販売高

審査基準日の直前2年の各事業年度における生産高又は販売高等について算出した年間平均生産高又は年間平均販売高

ロ 経営規模

- ・直前決算時における自己資本額
- ・製造業者にあつては，直前決算時における機械装置，船舶，車両その他の運搬具，工具，器具及び備品の合計額

ハ 経営比率

直前決算時における流動比率

ニ 営業経歴

審査基準日までの製造業者，販売業者及びその他の業者の営業年数

(3) 等級決定の方法

(1)の等級の決定は，(2)の審査事項を要素とする次表注に定める計算方式により算出された数値により次表に対応する等級に格付けます。

物品の製造・販売等の別	数値	資格の等級
物品の製造	90以上	A
	80以上 90未満	B
	55以上 80未満	C
	55未満	D
物品の販売及び役務の提供等	90以上	A
	80以上 90未満	B
	55以上 80未満	C
	55未満	D
物品の買受け	70以上	A

	50以上 70未満	B
	50未満	C

注 計算方式 $a+b+c$

この計算方式における各記号の意義は、それぞれ次に掲げるとおりとします。

- a 物品の製造にあつては別表1の年間平均生産高、物品の販売、役務の提供等及び物品の買受けにあつては別表4の年間平均販売高等に対応する数値とします。
- b 物品の製造にあつては別表2の自己資本額及び機械設備等の価格のそれぞれに対応する数値の合計値、物品の販売、役務の提供等及び物品の買受けにあつては別表5の自己資本額に対応する数値とします。
- c 物品の製造にあつては別表3、物品の販売、役務の提供等及び物品の買受けにあつては別表6の流動比率及び営業年数のそれぞれに対応する数値の合計値とします。

4 測量コンサルタント及び建設コンサルタント等業務について

(1) 資格の等級

測量及び建設コンサルタント等業務について資格を有する者の資格の等級は、測量、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償コンサルタント業務の業種ごとに、A、B及びCの3等級に区分します。

資格を有する者が測量及び建設コンサルタント等業務の契約についての一般競争入札に参加できる場合は、次表の資格の等級の欄に掲げる等級のそれぞれに対応する予定価格の欄に掲げる金額の測量及び建設コンサルタント等業務に限ります。ただし、特に必要があると認められるときは、前項の規定にかかわらず、1級上位又は1級下位の等級に対応する予定価格の欄に掲げる金額の測量及び建設コンサルタント等業務の一般競争入札に参加させることがあります。

	資格の等級	予定価格
測量・建設コンサルタント等	A	1,000万円以上
	B	200万円以上 1,000万円未満
	C	200万円未満

(2) 審査事項

(1)の等級の審査は、次のイ～ハについて行います。

イ 実績高

審査基準日の直前2年の各事業年度における業種別年間平均実績高

ロ 経営規模

- ・直前決算時における自己資本額
- ・審査基準日における業種別有資格職員数

ハ 営業経歴

審査基準日までの営業年数

(3) 等級決定の方法

(1)の等級の決定は、(2)の審査事項を要素とする次表注に定める計算方式により算出された数値により次表に対応する等級に格付けます。

	数値	資格の等級
測量・建設コンサルタント等	230以上	A
	170以上 230未満	B
	170未満	C

注 計算方式 $3a+b+5c+d$

この計算方式における各記号の意義は、それぞれ次に掲げるとおりとします。

- a 別表7の業種別年間平均実績高に対応する数値とします。
- b 別表8の自己資本額の数値に対応する数値とします。
- c 別表9の業種別有資格職員数の数値に対応する数値とします。
- d 別表10の営業年数に対応する数値とします。

5 資格の等級の通知

資格の等級を決定したときは、申込者あて通知します。また、国の有資格者が資格審査の申請を行ったときは、資格の等級の決定を行ったものとみなして、通知は行いません。

6 申込の方法

申込者は、以下の申込書等（申込みをしようとする日の直前におけるもの）を直接又は郵送等により提出してください。

(1) 工事契約に係るもの

- イ 競争入札参加資格審査申込書（様式第1号）
- ロ 工事経歴書（様式第1号の2）
- ハ 建設業法第27条の29第1項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から申込者に通知された総合評定値通知書の写し
- ニ 建設業法第5条により申込者が国土交通大臣又は都道府県知事に提出した建設業の許可申請書の写し
- ホ 納税証明書（法人税又は所得税，消費税及び地方消費税について税務官署が発行する証明をいう。）

(2) 物品の製造・販売等に係るもの

- イ 競争入札参加資格審査申込書（様式第2号）
- ロ 営業経歴書
- ハ 登記事項証明書（法人の場合）
- ニ 財務諸表（法人の場合）又は営業用純資本額に関する書類（個人の場合）
- ホ 納税証明書（法人税又は所得税，消費税及び地方消費税について税務官署が発行する証明をいう。）

(3) 測量及び建設コンサルタント等の契約に係るもの

- イ 競争入札参加資格審査申込書（様式第3号）
- ロ 測量等実績調書（様式第3号の2）
- ハ 技術者経歴書（様式第3号の3）
- ニ 登記事項証明書（法人の場合）
- ホ 登録証明書等の写し（測量法第55条の規定による登録，建設コンサルタント登録規程第2条第1項の規定による登録，地質調査業者登録規程第2条の規定による登録，補償コンサルタント登録規程第2条の規定による登録，その他の登録を受けている者に限る。）
- ヘ 財務諸表（法人の場合）又は営業用純資本額に関する書類（個人の場合）
- ト 納税証明書（法人税又は所得税，消費税及び地方消費税について税務官署が発行する証明をいう。）

(4) (1)～(3)に掲げる書類の提出が著しく困難な場合には、当該書類の記載の事実を確認できるほかの書類をもって代えることができます。

7 資格の有効期間

資格の有効期間は、その資格の決定のあった日から3年とします。また、国の有資格者の

有効期間は、国の資格審査事務取扱要領の定める期間とします。

8 変更届

申込書及び添付書類の内容に変更があった場合は、速やかに、申請書変更届（様式第4号）により届けてください。

9 資格の取消し

資格を有していた者が、一般競争入札に参加させることができない者に該当したときは、その資格を取り消し、その旨を通知します。

別表1（物品の製造）

年間平均生産高による付与数値

年間平均生産高		数値
200億円以上		60
100億円以上	200億円未満	55
50億円以上	100億円未満	50
25億円以上	50億円未満	45
10億円以上	25億円未満	40
5億円以上	10億円未満	35
2億5,000万円以上	5億円未満	30
1億円以上	2億5,000万円未満	25
5,000万円以上	1億円未満	20
2,500万円以上	5,000万円未満	15
2,500万円未満		10

別表2（物品の製造）

自己資本額及び機械設備等の価格による付与数値

自己資本額		数値	機械設備等の価格		数値
10億円以上		10	10億円以上		15
1億円以上	10億円未満	8	1億円以上	10億円未満	12
1,000万円以上	1億円未満	6	5,000万円以上	1億円未満	9
100万円以上	1,000万円未満	4	1,000万円以上	5,000万円未満	6
100万円未満		2	1,000万円未満		3

別表3（物品の製造）

流動比率及び営業年数による付与数値

流動比率		数値	営業年数		数値
140%以上		10	20年以上		5
120%以上	140%未満	8	10年以上	20年未満	4
100%以上	120%未満	6	10年未満		3
100%未満		4			

別表4（物品の販売，役務の提供等及び物品の買受け）

年間平均販売高による付与数値

年間平均販売高		数値
200億円以上		65
100億円以上	200億円未満	60
50億円以上	100億円未満	55
25億円以上	50億円未満	50
10億円以上	25億円未満	45
5億円以上	10億円未満	40
2億5,000万円以上	5億円未満	35
1億円以上	2億5,000万円未満	30
5,000万円以上	1億円未満	25

2,500万円以上 5,000万円未満	20
2,500万円未満	15

別表5（物品の販売，役務の提供等及び物品の買受け）
自己資本額による付与数値

自己資本額	数値
10億円以上	15
1億円以上 10億円未満	12
1,000万円以上 1億円未満	9
100万円以上 1,000万円未満	6
100万円未満	3

別表6（物品の販売，役務の提供等及び物品の買受け）
流動比率及び営業年数による付与数値

流動比率	数値	営業年数	数値
140%以上	10	20年以上	10
120%以上 140%未満	8	10年以上 20年未満	8
100%以上 120%未満	6	10年未満	6
100%未満	4		

別表7（測量・建設コンサルタント等）
業種別年間平均実績高による付与数値

業種別年間平均実績高	数値
20億円以上	30
10億円以上 20億円未満	25
5億円以上 10億円未満	20
1億円以上 5億円未満	15
1億円未満	10

別表8（測量・建設コンサルタント等）
自己資本額の数値による付与数値

自己資本額の数値	数値
10以上	30
5以上 10未満	20
5未満	10

自己資本額の数値は，自己資本額を年間平均実績高で除し，百を乗じて得た数値です。

別表9（測量・建設コンサルタント等）
業種別有資格職員数の数値による付与数値

業種別有資格職員数の数値	数値
110以上	30
65以上 110未満	25
40以上 65未満	20
15以上 40未満	15
15未満	10

業種別有資格職員数の数値は、付表の有資格者欄の左欄に掲げる者の数に5を、同表の有資格者欄の右欄に掲げる者の数に2をそれぞれ乗じて得た数値の合計した数値です。

付表

業種	有資格者	
測量	測量法（昭和24年法律第188号）による測量士の登録を受けている者	測量法による測量士補の登録を受けている者（測量士の登録を受けている者を除く。）
建築関係 建設コン サルタン ト	建築士法（昭和25年法律第202号）による1級建築士の免許を受けた者、建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）による建築設備士の登録を受けている者	建築士法に基づく2級建築士の免許を受けた者（1級建築士の免許を受けた者を除く。）、社団法人日本建築積算協会の行う建築積算資格者試験に合格し、登録を受けている者
土木関係 建設コン サルタン ト業務	技術士法（昭和58年法律第25号）による第2次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を流体機械、建設、鉱山、荷役及び運搬機械又は機械設備とするものに限る。）、電機・電子部門、建設部門、農業部門（選択科目を農業土木とするものに限る。）、林業部門（選択科目を森林土木とするものに限る。）、水産部門（選択科目を水産土木とするものに限る。）、情報工学部門又は応用理学部門（選択科目を地質とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者	建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理とするものに合格した者、計量法（平成4年法律第51号）による計量士（環境計量士（濃度関係）及び環境計量士（騒音・振動関係）に限る。）の登録を受けている者、電気事業法（昭和39年法律第170号）による第1種電気主任技術者免状の交付を受けている者、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）による第1種伝送交換主任技術者資格者証の交付を受けている者及び同法による線路主任技術者資格者証の交付を受けている者並びに社団法人建設コンサルタンツ協会の行うRCCM資格試験に合格し、登録を受けている者
地質調査 業務	技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を土質及び基礎とするものに限る。）又は応用理学部門（選択科目を地質とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者	社団法人全国地質調査業協会連合会の地質調査技士資格検定試験に合格し、登録を受けている者
補償関係 コンサル タント業 務		不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）による不動産鑑定士の登録を受けている者、土地家屋調査士法（昭和25年法律第288号）による土地家屋調査士の登録を受けている者、司法書士法（昭和25年法律第197号）による司法書士の登録を受けている者、社団法人日本補償コンサルタント協会の付与する補償業務管理士の資格を有し登録を受けている者

別表10 (測量・建設コンサルタント等)

営業年数による付与数値

営業年数	数値
35年以上	30
25年以上 35年未満	25
15年以上 25年未満	20
5年以上 15年未満	15
5年未満	10